

日本学生支援機構給付型奨学生候補者の推薦基準

兵庫県立淡路三原高等学校

1 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付型奨学生採用候補者については、機構が示す給付型奨学生採用候補者の推薦に係る指針（以下「ガイドライン」という。）に基づき、校内に設置する選考委員会に諮ったうえで校長が選考し、機構に推薦するものとする。

2 選考委員会で選考の対象となる者は、ガイドラインに基づき次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者（生徒及び卒業後２年以内の者（以下「生徒等」という。）の中から推薦を希望する旨、申し出た者とする。

- （１） 家計支持者が、市町村民税所得割を課されていないこと（奨学生申し込み年度の課税証明書に記載の所得割額が０円であること）、又は、生活保護を受給していること（奨学金申込日時点において保護費を受給していること）。
- （２） 社会的養護※を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）上の措置として、次の施設等に入所等していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していたこと）。
 - ・ 児童養護施設（児童福祉法第 41 条に規定する施設）
 - ・ 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
 - ・ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
 - ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
 - ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
 - ・ 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

※社会的養護とは、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には、児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。

3 選考委員会は、次の（１）から（３）の３項目の要件を最低基準として本校の教育目標や実情を勘案した上で、機構があらかじめ示す推薦枠の範囲内で給付型奨学生採用候補者としてふさわしい生徒等を推薦するよう校長に意見具申するものとする。ただし、校長は社会的養護を必要とする生徒等については、推薦枠にかかわらず推薦できるものとする。

(1) 人物について

次のア～ウのすべてに該当すること。

ア 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望があること。

イ 校則を遵守し、奨学生としてふさわしい学校生活を送っていること。

ウ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えていること。

(2) 健康について

次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められること。

イ 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれること。

(3) 学力等について

評定平均値が3.5以上※（在校生は1学年から2学年最終までの成績。卒業生は調査書の評定平均値）であり、かつ、次の（ア）～（エ）のいずれかに該当するものとする。

（ア） 在学中に課外活動（部活動・生徒会活動・委員会活動等）に積極的に参加し、成果・成長が認められるもの

（イ） 在学中にボランティア、地域活動等、学校外での活動に積極的に参加し、顕著な成果・成長が認められるもの

（ウ） 在学中に（ア）（イ）に準じる活動が認められるもの

（エ） 進学先での学修に対する強い意欲が認められるもの

※ 社会的養護を必要とする生徒等については、評定平均値が3.0以上（在校生は1学年から2学年最終までの成績。卒業生は調査書の評定平均値）とする。

(4) 選考方法

選考については、上記（1）～（3）の全ての基準を満たす者を選考の対象とする。

なお、給付型奨学金の希望を申し出た者の人数が、日本学生支援機構が指定した候補者数を超えた場合は、原則として、上記（1）～（3）の全ての基準を総合的に勘案し、総合順位の上位の者を候補者として推薦するものとする。